

（「保育に欠ける」判断の仕組み②—条例による基準）

○ 各市町村においては、「政令で定める基準」に従い、「条例で定める」事由により、「保育に欠ける」児童であるか否かを判断するが、政令とほぼ同内容の条例準則のほか、以下の事項について、個別に通知で解釈を提示している。

- ① 求職中でも入所申込みが可能【平成12年通知】
- ② 下の子の育児休業取得に際しての上の子の取扱いについては、次年度に小学校入学であるなど「入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合」、「発達上環境の変化が好ましくない場合」は、継続入所で差し支えない。【平成14年通知】
- ③ 母子家庭及び父子家庭については、優先的に取扱うこと。【平成15年通知】※「母子及び寡婦福祉法」で規定
- ④ 虐待防止の観点から、保育の実施が必要な児童については、優先的に取扱うこと。【平成16年通知】※「児童虐待の防止に関する法律」で規定

○ 実際の判断基準となる各市町村の条例を見ると、おおむね以下の傾向が見られる。

《都市部（待機児童の多い市町村）》

- ・ 相対的に詳細かつ厳格な内容。
- ・ ①政令各号で明記する事由（就労／妊娠・出産／（養育者の）疾病・障害／同居親族介護）により基本的な優先度を決定し、②同優先ランク内の調整指数として、その他の事由（母子家庭、虐待等）を用いる構造となっているところが多い。

《その他（待機児童の少ない市町村）》

- ・ 相対的に大括りで幅広く認めることが可能な内容
- ・ 政令各号で明記されていない事由（母子家庭、虐待等）については、条例においても明記されていないところが多い。

入所基準(条例)の実例①(神奈川県横浜市)

《人口365万人(平成20年9月1日現在)、待機児童707人(平成20年4月1日現在)》

5 保育所の入所選考基準

〔基準の考え方〕		その他の世帯状況	
＊ランクは、A B C D E F Gの順に入所の順位が高いものとします。 ＊お父さん、お母さんでランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。 ＊同居している祖父母が65歳未満の場合、保育可能な方とみなします。その場合、保育できない事を証明する診断書等を提出することが必要です。 ＊障害児・児童福祉の観点から保育に欠ける児童については、この選考基準を基に別途に選考します。 ＊選考に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Gの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育に欠ける程度を判定し、入所承諾の順位を判断します。		【ランクアップ項目】 ①から④は各項目1ランクずつ、⑤は2ランク、最高で2ランクまでアップします。 ※左記「9ひとり親世帯等」が適用される場合はランクアップはなし ①ひとり親世帯等 ②生活保護世帯 ③生計中心者の失業 ④横浜保育室・家庭保育福祉員・認可乳児保育所等の卒園児（卒園時に育児休業中だった方で復職時に申込をする場合を含む） ⑤育休のため退所し、再入所する場合 ①～⑤は優先順位ではありません。	
お父さん、お母さん（※1）が保育できない理由、状況			
1 居宅外労働 (外勤・居宅外 自営)	月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。	A	【同一ランクで並んだ場合の選考】 同一ランクで並んだ場合は以下の状況を調整指数により、選考する。(裏面参照) ①市内在住 ②保育の代替手段 子育て支援者となる同居親族の有無など ③世帯の状況 被介護者の有無など ④就労状況 夜勤を伴う変則勤務の有無など ⑤ひとり親世帯等 ⑥きょうだいの状況 きょうだい同一施設入所や多子世帯など ⑦課税所得金額 ①～⑦は優先順位ではありません。
	月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。	B	
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、働いている。	C	
	月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。	D	
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の仕事に内定している。	E	
2 居宅内労働 (内勤・居宅内 自宅)	月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。	B	
	月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。	C	
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、働いている。	D	
3 産前産後	お母さんが出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。	D	
	4(1) 病気・けが	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	
		通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。	B
4(2) 心身の障害	通院加療を行い、1日4時間、週4日以上安静が必要で保育が困難な場合。	E	
	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、愛の手帳（療育手帳）の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。	A	
	身体障害者手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	B	
5 親族の介護	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	E	
	臥床者・重度心身障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週5日以上かつ1日8時間以上保育が困難な場合。	A	
	病人や障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ1日7時間以上保育が困難な場合。	B	
6 災害の復旧への従事	病人や障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ1日4時間以上保育が困難な場合。	E	
	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている。	A	
	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	D	
7 通学	求職中（入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所になります。）	G	
8 求職中	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。（求職中の入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所になります。）	A	
	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合。	A	
9 ひとり親世帯等	（※1） お父さん、お母さんがいない場合は、その他の保護者。 （※2） Aランクかつ2ランクアップ相当として選考します。	（※2）	

6 入所選考基準が同一ランクでの調整指数一覧表

(平成20年1月改定)

※ 同一ランクで並んだ場合は、以下の項目に該当する場合に「調整指数」としてそれぞれの項目に点数をつけます。
 ※ この点数が高い方から順番に選考します。なお、調整指数の点数が高い方であってもランクの逆転はありません。

	内容		備考
保育の代替手段	申込児童を65歳未満の親族に預けている	-1	保育の代替手段については、左記のうち主たるもの1項目のみを適用します。
	転園（転居を伴う場合及びきょうだい同時入所のための場合は除く、認定こども園からの転園は含む）	-1	
	横浜保育室、家庭保育福祉員、認可乳児保育所の卒園児（卒園時に育児休業をとり、育児休業明けで認可保育所へ申込み含む）	3	
	申込児童を〔横浜保育室、家庭保育福祉員、認可保育所、認定こども園〕以外へ有償で預けている（一時保育のみの利用は含まない）	2	
	申込児童を横浜保育室、家庭保育福祉員へ預けている（一時保育のみの利用は含まない）	1	
	児童を職場で見ている	-1	
	児童が危険を伴う環境にいる	1	
保育の代替手段に関して、上記以外の場合	0		
世帯の状況	保護者が身体障害者手帳1,2級・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳1,2,3級の一つに該当する場合またはそれと同程度の障害があると認められる心身障害者の場合	2	元のランクの類型が「心身の障害」のときは加点しません。
	保護者が身体障害者手帳3級以下で保育に著しく負担がかかる場合	1	
	同居家庭内に身体障害者・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて介護している場合（当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く）	1	元のランクの類型が「親族の介護」のときは加点しません。
同居家庭内に要介護1以上の認定者がいて介護している場合(在宅介護に限る)	1		
市内在住	市外在住者（転入予定者は除く）	-8	
就労状況	単身赴任	1	
	両親共に夜勤を伴う変則勤務である世帯	1	
	居宅外自営業であるが、職場が自宅に併設している	-1	
	勤務実績が1か月未満である世帯	-1	
ひとり親世帯等	ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいない場合	3	
	ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいる場合	1	
元 <small>元のランクが「9、ひとり親世帯等」の場合</small>	元のランクが「9、ひとり親世帯等」で就労内定の場合	-2	上2行の点数と重複して適用されます。
	元のランクが「9、ひとり親世帯等」で求職中の場合	-7	
きょうだいの状況	既にきょうだいが入所している場合（きょうだいが同一の保育園に入園を希望する場合に限る。）	2	
	既にきょうだいが入所している場合、又はきょうだい同時に申込みをした場合	1	

<同一ランク・同一調整指数で並んだときの選考>

※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、以下の順に考慮して選考します。

1	類型間の優先順位(①～⑩の順) ①災害 ②疾病・障害 ③居宅外労働 ④介護 ⑤ひとり親等 ⑥居宅内労働 ⑦居宅外・内労働(内定) ⑧就労等 ⑨出産 ⑩求職中
2	両親のうち一方が夜勤を伴う変則勤務である世帯
3	時間的・業務的拘束力の強さ
4	保育の協力者の有無
5	養育している小学生以下の子どもが多い世帯
6	経済的状況(課税所得金額)が低い世帯 ただし、4月1日入所は、前年の住民税額で判定する場合があります (勤務先からの交付が間に合わない等のやむを得ない場合を除き、証明がある者が優先)